

「知的財産推進計画 2011」に盛り込むべき事項（案）
（知的財産による競争力強化・国際標準化関連）

平成 23 年 4 月 25 日

知的財産戦略本部

知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会

【情勢認識】

グローバル・ネットワーク時代にあって、グローバル・イノベーションが世界の潮流となり国際競争が激化している。こうした中で、技術で勝る我が国企業が事業で負けるという状況を克服するため、我が国の持つ大きな潜在力を十分に発揮していかなければならない。

我が国には世界に誇るべき技術力があり、これまでも世界に大きなインパクトを与える数々のイノベーションを生み出してきた。これらの潜在力を最大限発揮することが重要である。また、世界から技術・人財を引き寄せるため、イノベーションを促す環境の整備が必要である。そして、戦略的かつ総合的な知財マネジメントを実行し、それを支える「知財システム」の構築が不可欠になっている。

各国の動きに目を向けると、日米欧が世界の知財システムを牽引してきたが、近年、韓国や中国が存在感を増すなど各国の知財システム間の競争が一層活発に繰り広げられている。イノベーション・システムの中核となる知財システムを進化させ、グローバルにも求心力のある知財システムの構築を目指していくべきである。

また、「知を使う知」の熾烈な競争が激化する中で、知的財産権、ノウハウ、国際標準化を含む総合的な知財マネジメントの重要性が高まっている。企業が外部との合従連衡を通じて競争力を高める上で、国際標準化は特に有効であり、競争領域と協調領域を峻別し、国際標準化を通じて協調領域で協調しつつ、競争領域で強みを創り守ることにより、企業の「知」を最大限に活用していかなければならない。

さらに、我が国の大学の世界最先端の「知」や企業、とりわけ中小企業の優れた知的財産を新たな事業につなげ、イノベーションを興していくために、産学官の叡智を結集して将来の事業構想を見越し

た知的財産戦略を構築することが肝要である。同時に、産学官の各セクターにおいて、知的財産戦略を支える人財を育成・確保することが急務である。

我が国主導により世界知財システムを発展させるという決意の下、我が国企業のグローバルな事業展開を強力に支え、産業競争力強化を実現できるよう、スピード感をもって取り組んでいく。

我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災（以下「大震災」という。）から速やかに復興し、日本が再び立ち上がるため、政府を挙げて取組が進められている。知的財産戦略の分野でも、迅速かつ総合的な取組が求められている。権利保護の面で大震災に対応する救済措置を国内外を含め緊急に講ずるとともに、我が国の産業競争力強化のための知的財産戦略を実行することが肝要である。このような厳しい状況だからこそ、知的財産を活用して日本が再び世界で輝けるよう、グローバル・ネットワーク時代の新たな挑戦を支える知的財産戦略を迅速かつ強力に推進すべきである。

1．我が国の「知財システム」の競争力を強化する。

【情勢認識】

グローバル・ネットワーク時代にあって、特許制度の実体的調和など、各国の知財システムの更なる協調と調和が求められている。

我が国には世界に誇る技術力・デザイン力・ブランド力があり、これらの潜在力を最大限発揮するとともに、世界から優れた技術・情報・人財を集結させ、日本国内でイノベーションを促していくには、戦略的かつ総合的な知財マネジメントの実現と、それを支える知財システムの構築が必須である。

新たな世界の変化に即応し、スピード感をもって我が国の知財システムの魅力を高めるとともに、アジア・世界で一層準拠・活用されるよう働きかけを強め、我が国の産業競争力の強化に資するよう、グローバルな特許システムを含むグローバル知財システムの構築をリードすべきである。

(1) グローバル知財システムの構築をリードする。

(注：以下、「短期」とは1～2年、「中期」とは3～4年で実施する事項である。)

- ・ 英語での国際的な予備審査の推進
アジア諸国をはじめとする外国発の国際特許出願について、我が国が国際調査を管轄する国を拡大する。これらの国や国内からの英語による国際特許出願に対し、英語での国際的な予備審査を推進する。(短期・中期)
(経済産業省)

- ・ 国際審査官協議の推進
国際的な特許制度の調和の実現に向け、我が国を含む複数の特許庁への共通の出願について、各特許庁の審査官による国際協議を推進する。(短期・中期)
(経済産業省)

- ・ 特許審査ハイウェイの主要国への拡大
特許審査ハイウェイ(PPH)を、アジアをはじめとする主要国に更に拡大する。(短期)
(経済産業省)

- ・ 途上国及び新興国の知的財産環境整備
グローバルな知的財産環境の整備を進めるため、途上国、新興国のニーズや制度の整備状況を踏まえ、人財育成支援を実施する。(短期・中期)
(経済産業省、警察庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省)

- ・ 知財制度の整備・運用改善の働きかけ
二国間・複数国間の交渉の機会を活用し、相手国の知財制度の整備・運用の改善を促し、産業界の要望を踏まえた知的財産の保護が達成されるよう積極的に働きかける。(短期・中期)
(外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省)

(2) 特許権の安定性を向上させる体制を整備する。

・特許審査の品質監理の強化

国際的に信頼される安定した特許権の設定を行うため、品質監理体制を強化し、特許審査に関する品質ポリシー策定やユーザーによる品質評価など世界水準の品質監理を実施する。(短期・中期)
(経済産業省)

・多言語対応の外国語特許文献の検索システムの整備

中国語や韓国語を含む非日本語特許文献の比率が高まる中で、世界の特許文献への容易なアクセスの確保が必要である。世界中の技術を調査可能とし、成果を出願人に提供できるよう、中国語・韓国語を中心とした外国語特許文献を日本語で検索可能な環境の整備を進める。(短期・中期)

(経済産業省)

・世界標準の特許分類の構築

我が国の分野別の技術優位性を勘案し、諸外国の情勢を踏まえつつ、世界の五大特許庁と協調して、世界標準の特許分類の構築を進める。(短期・中期)

(経済産業省)

・特許審査体制の強化

世界標準の特許分類の構築に向けた国際的な動向に対応するとともに、増加する外国語特許文献を含む先行技術を漏れなく調査し、国際的に信頼される安定した特許権の設定を行うため、審査体制の強化を行う。(短期・中期)

(経済産業省)

・特許権の安定性の向上

国内外の情勢を踏まえ、特許権の安定性を向上させる方策を検討する。(短期・中期)

(経済産業省)

(3) 意匠・商標の保護環境を整備する。

- ・ヘーグ協定への加入
 意匠の国際登録に関するヘーグ協定への我が国の加入について、
 検討を行い、結論を得る。(短期)
 (経済産業省)

- ・意匠の保護対象の拡大
 3Dデジタルデザインを含む意匠の保護対象拡大について検討
 し、結論を得る。(短期)
 (経済産業省)

- ・商標の保護対象の拡大
 音や動きを含む新たな商標への保護対象拡大について検討し、速
 やかに結論を得る。(短期)
 (経済産業省)

2. 我が国が生み出す「知」の活用を促進する。

【情勢認識】

「知的財産推進計画 2010」では、7つの国際標準化特定戦略分野を選定し、「国際標準化戦略」を策定することとした。この7分野における国際標準化戦略の着実な実行と不断の検証を進めつつ、認証を含む基盤の整備を進めるべきである。また、グローバル・ネットワーク時代の到来により、人財の交流や流動化がますます進む中で、製造ノウハウや斬新なデザインなど競争力の源泉となる我が国企業の技術やデザインを適切に保護することが必要である。自由な研究の場である大学においても、産学共同研究に関する営業秘密について意識の向上を図る必要がある。

また、我が国の中小企業は自立を迫られており、自らの知的財産戦略をもって、優れた知的財産を守りつつ、グローバル展開し、アジアを中心とする世界経済の発展を自らの成長に取り込んでいく必要性が高まっている。しかし、中小企業では資金や人財の不足により、優れた知的財産を十分に活用できていないのが現状であり、事業化を見据えた権利化やノウハウ秘匿を行う知財マネジメントの

実現を支援することで、グローバルに通用する事業を創造していく必要がある。

大学の研究成果を基にしたベンチャー企業の成功事例が出ているものの、我が国の産学連携の潜在力が十分に発揮されているとはいえない。中小・ベンチャー企業を含む企業と大学との効果的な連携が進むよう、ユーザー企業の視点を重視しつつ、産学連携機能を強化していく必要がある。また、大学の研究成果を新たなビジネスにつなげる上で、事業化を見据えたグローバルな知財マネジメントが必要である。

- (1) 国際標準化を含む知財マネジメントを駆使して企業の「知」を最大限に活用する。
- (イ) 国際標準化を戦略的に活用する。

- ・ 7分野における国際標準化戦略の実行
策定された国際標準化戦略を実行するとともに、その結果を継続的に確認する。(短期・中期)
(内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省)

国際標準化に関する国際会議やフォーラムについて、官民で責任体制を明確化しつつ、適切にフォローアップするとともに、我が国の技術に関する情報発信や人的関係の構築を含め、可能な限り、議長や幹事といった中心的な役割を担えることを目指す。関係府省は、必要な支援策を講ずるとともに、高度の専門的な知識・経験を有する職員を育成・活用する。(短期・中期)
(内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、外務省)

- ・ 新たな国際標準化特定戦略分野の選定
新たな国際標準化特定戦略分野の選定を検討した上で、新たな戦略を策定し、実行する。(短期・中期)
(内閣官房)

- ・ 国際標準化活動への支援

国際的な標準化機関での標準化活動への参画を促進するための財政的支援を強化する。(短期・中期)

(経済産業省、総務省)

国が実施し、あるいは支援する研究開発において、フォーラム標準を含む国際標準化活動への参画のための支援を行う。(短期・中期)

(経済産業省、総務省)

・国際的な標準化機関の会合の誘致

国際的な標準化機関について、総会を含む重要会合を日本へ積極的に誘致する。(短期・中期)

(経済産業省、総務省)

・国際標準化に関する情報収集

諸外国の標準化団体との情報交換を通じ、産業界の要望を踏まえつつ、諸外国の国際標準化活動に関する情報を収集するとともに、その情報を関係者に適切に提供する。(短期・中期)

(経済産業省、総務省、国土交通省、外務省)

・国際標準化・認証を視野に入れた研究開発の促進

国が実施し、あるいは支援する研究開発において、国際標準化を視野に入れるとともに、必要な場合には、個別の研究計画において、認証に向けた基準策定を盛り込む。(短期・中期)

(総務省、文部科学省、厚生労働省、
経済産業省、国土交通省、環境省)

・情報提供・啓発の実施

研究開発の計画段階で標準化や認証を見通すための支援として、標準化や認証制度に関する情報の提供、啓発を行う。(短期・中期)

(総務省、文部科学省、厚生労働省、
経済産業省、国土交通省、環境省)

・認証機関の能力向上

国が実施し、あるいは支援する研究開発及び関連する国際標準化

活動について、必要に応じ、認証機関の参画を促すことにより、認証機関の新技术への対応能力を向上させる。(短期・中期)

(総務省、文部科学省、厚生労働省、
経済産業省、国土交通省、環境省)

- ・ 認証業務の立上げに向けた公的研究機関による認証業務の支援
新規に開発された技術など、戦略的に重要でも、高度な専門性が
必要なため、民間認証機関の単独業務として実施困難な場合には、
民間による認証業務の立上げに向けて、当該技術に知見を有する
公的研究機関による認証業務の支援を含む適切な施策を講ずる。
(短期・中期)

(総務省、文部科学省、厚生労働省、
経済産業省、国土交通省、環境省)

- ・ 標準化及び認証の戦略的な活用事例の提供
標準化及び認証の戦略的な活用についての事例収集・提供を通じ
て、普及啓発を進める。(短期・中期)

(経済産業省、総務省)

- ・ 「アジア太平洋産業技術・国際標準化協力プログラム」の着実な
実施

アジア太平洋地域との協力関係の強化に向けた「アジア太平洋産
業技術・国際標準化協力プログラム」を着実に実行する。(短期・
中期)

(経済産業省)

- ・ アジア地域における認証能力向上
アジア地域における共同研究開発・共同実証事業において、現地
認証機関の認証能力の向上に資する協力を行う。(短期・中期)

(総務省、国土交通省)

(ロ) 技術流出防止のための環境を整備する。

- ・ 営業秘密に対する技術者の意識向上
技術者に対して、不正競争防止法上の不正行為の範囲や営業秘密
の管理に関して周知することにより、営業秘密に対する技術者の

意識向上を図る。(短期)

(経済産業省)

・大学における普及啓発

産学共同研究における、学生をはじめとした特許法の職務発明規定の対象とならない者の発明の取扱いや営業秘密の管理について、契約で明確化する必要性に関して普及啓発を行う。(短期)

(文部科学省、経済産業省)

・営業秘密管理の課題を具体的に改善するための支援

中小企業を含め、営業秘密管理指針に沿って適正に営業秘密が管理されるよう、弁護士知財ネットの協力を得て、専門家による無料相談を含む個別支援を行う。(短期)

(経済産業省)

・企業のコア人材の国内雇用環境の整備

高度な技術を有する企業のコア人材が、ものづくりの指導者として後進の若手人材を育成することができるよう、定年退職後に国内で一層活躍できる環境の整備を行う。(短期)

(経済産業省)

(2) 企業、とりわけ中小企業の優れた知的財産を活用し、グローバルに通用する事業を創出する。

(イ) 知的財産を活用したグローバル展開を支援する。

・中小企業のグローバル展開支援の強化

中小企業の知的財産を活用したグローバル展開を支援する上で、事業内容に応じて進出国での最適な知財保護ができるような権利の取得・管理・活用が必要となる。このため、グローバル展開に必要な知財関連情報を集積したデータバンクを構築する。また、このような高度な知財マネジメントに精通する「海外知財プロデューサー」による支援を行うとともに、外国出願、翻訳、海外調査、侵害に係る支援を強化する。(短期)

(経済産業省)

(ロ) 知的財産を活用した事業化支援策を強化する。

- ・ **総合的な支援体制の整備**
 ワンストップ相談窓口を中核として、関係府省の中小企業支援策との密接な連携により、研究開発から事業化、海外展開、侵害対策までの総合的な支援体制を整備する。(短期)
 (経済産業省、農林水産省)
- ・ **ワンストップ相談窓口への人財の配置**
 事業化を見据えた知的財産戦略の構築を支援する知財マネジメント人財をワンストップ相談窓口に配置するとともに、弁護士知財ネット及び日本弁理士会を含む関係支援組織から窓口に派遣される専門家からなるチームを活用して、中小企業の事業化を支援する。(短期)
 (経済産業省)
- ・ **新たな出願支援策の創設**
 特許出願に不慣れな中小企業のために、弁理士費用の予見可能性を高める新たな出願支援策(「知財コンダクター(仮称)」)を創設し、実施するとともに、引き続き、中小企業の支援の充実に向けて検討を行う。(短期)
 (経済産業省)
- ・ **特許関係料金の減免制度の拡充**
 特許関係料金の減免制度について、ユーザーのニーズに最大限応えるよう、対象となる中小企業の範囲の大幅な見直しや申請手続の見直しに向けて、必要な法改正を行い、制度の運用を開始する。(短期)
 (経済産業省)
- ・ **公共図書館における知的財産関連情報の提供**
 ビジネス支援図書館を含む各地の公共図書館が、必要に応じワンストップ相談窓口の協力も得つつ、地域の中小企業における知的財産の活用にも資する情報提供を行う取組を奨励する。(短期)
 (文部科学省、経済産業省)

(3) 大学の「知」を活用したグローバルな成功事例を創出する。

(イ) 大学の産学連携力を向上させる。

- ・ 大学知財本部・TLOの在るべき姿とその評価指標の検討
2011年度中に、大学知財本部・TLOの在るべき姿を検討しつつ、産学連携活動の効果や効率性を適切に評価する指標を策定し、試行的に評価する。大学知財本部・TLOの在るべき姿に向けた検討を深め、評価の結果も踏まえて、その再編・強化について結論を得る。(短期)

(文部科学省、経済産業省)

- ・ 大学の外国出願支援の強化
大学側のニーズを踏まえ拡充を図るとともに、事業化を見据えた戦略的な支援対象の選別や特許の質の向上を図ることで、大学の外国出願に対する支援を強化する。(短期)

(文部科学省)

- ・ 大学における普及啓発【再掲】
産学共同研究における、学生をはじめとした特許法の職務発明規定の対象とならない者の発明の取扱いや営業秘密の管理について、契約で明確化する必要性に関して普及啓発を行う。(短期)

(文部科学省、経済産業省)

- ・ 日本版バイ・ドール制度の事前承認制の周知徹底
大学や委託研究の受託機関に対して、2009年に改正された日本版バイ・ドール制度の特許権移転に対する事前承認制について、現場での円滑な運用が進むよう一層の周知徹底を図る。(短期)

(経済産業省、文部科学省、警察庁、総務省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省)

(ロ) 産学連携における知財マネジメントを強化する。

- ・ 大学の研究における知財マネジメントの推進
知的財産を含む高度な専門知識を持つリサーチ・アドミニストレーターを大学に定着させるシステムの整備を進め、大学の研究の初期段階から知財マネジメントを強化する。(短期)

(文部科学省)

- ・産学共同研究における知財マネジメントの推進
知財プロデューサーの派遣拡大により、産学共同研究の初期段階から知財マネジメントを強化する。(短期)

(経済産業省)

(八) 研究成果を事業につなげる仕組みを構築する。

- ・有望シーズの苗床を涵養する多段階選抜方式のS B I Rの推進
先端的なベンチャーを育成し、科学技術の成果を事業化につなげる仕組みとして、S B I R (Small Business Innovation Research) における多段階選抜方式の導入を推進する。各府省の研究開発予算のうち一定割合又は一定額について、多段階選抜方式の導入目標を設定することを検討する。(短期)

(内閣府、経済産業省、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、警察庁、防衛省)

- ・大学及び公的研究機関の優れた研究成果を迅速に社会還元する仕組みの構築
大学及び公的研究機関の研究について、社会のニーズに即して、研究段階から事業化段階に至るまで一貫して支援することにより、研究成果の価値を高め、事業化への投資を促進する仕組みを構築する。(短期)

(文部科学省)

- ・知財ファンドを通じて知的財産の活用を図る仕組みの構築
大学及び公的研究機関の特許をパッケージ化し、公的投資機関の知財ファンドを通じて知的財産を活用する仕組みを構築する。(短期)

(文部科学省)

- ・産学官の研究開発活動における知的財産の有効活用に向けた仕組みの整備
大学が産業界のニーズを把握しつつ、産学連携を基礎研究にまで拡大した上で研究開発活動を計画・推進する機能(「知」のプラ

ットフォーム)について、その研究開発活動から得られる知的財産を産業界が有効活用できる仕組みを整備する。(短期)
(文部科学省)

3. 知的財産戦略を支える人財を育成・確保する。

【情勢認識】

グローバル競争が激化する中で、競争力強化のために国際標準や知的財産を戦略的に活用できる人財(知財マネジメント人財)や、世界を舞台に知的財産分野で活躍できる人財(グローバル知財人財)が求められている。

また、国民の知的財産に対する基本的な理解を深めるため、創意工夫や知的財産権を尊重する意識を高める必要がある。

(1) グローバル・ネットワーク時代の知財人財育成プランを確立する。

・知財人財育成プランの確立

グローバル・ネットワーク時代において、各種知財人財が、必要な知識、技術・技能を身に付けて実践するための知財人財育成プランを確立し、実施に着手する。(短期)

(内閣官房、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

(2) 知財システムを支える人財の育成を強化する。

・知財マネジメント人財育成の強化

産業界の協力を得て、技術経営専門職大学院をはじめとする高等教育機関における国際標準化を含む知財マネジメントに関する教育内容の充実を促進する。また、産業界を含め、知財マネジメント人財を充実させるために知財研修やマネジメント層への啓発を強化する。(短期)

(文部科学省、経済産業省)

- ・ 知財教育を実施している大学の連携強化
 知財マネジメント人材やグローバル知財人材を育成するため、産業界の協力を得て、知財専門職大学院をはじめとする知財教育を実施している大学間の連携を促進する。これにより、人材交流、知財マネジメントに関する教育内容の充実、第三者評価の在り方の検討を通じた教育水準の向上を促進する。(短期)
 (文部科学省、経済産業省)
- ・ 知財関連人材育成機関間の国際的な連携強化
 独立行政法人工業所有権情報・研修館 (I N P I T) と諸外国の知財関連人材育成機関 (知的財産に関する国際機関を含む) との間の連携を強化し、これらの人材育成能力の相互向上を図る。(短期)
 (経済産業省)
- ・ 研究開発コンソーシアムにおける知財マネジメントに関する研修の強化
 研究開発コンソーシアムにおいて知的財産戦略を踏まえた事業戦略の策定を支援する能力向上のための研修を実施する。(短期)
 (経済産業省)
- ・ グローバル・ネットワーク時代に対応した弁理士の育成
 弁理士のグローバルな活躍を推進するため、弁理士法の見直しを視野に入れて、弁理士業務の現状を検証・評価し、必要な措置を講ずる。(短期・中期)
 (経済産業省)
- ・ 弁理士の知財マネジメント能力の向上
 弁理士法で規定されている継続研修制度の活用を含め、弁理士に対し、国際標準化を含む知財マネジメント能力を強化する取組を推進する。(短期)
 (経済産業省)
- ・ 中小企業診断士の研修の推進
 知的財産戦略を活用した中小企業の経営支援のため、中小企業診断士を対象とした、知財マネジメントに関する研修を推進する。

(短期)

(経済産業省)

- ・ 国際的な特許審査協力の推進に向けた審査官の研修強化
英語による国際的な予備審査、外国語特許文献調査への対応、国際協議を進めるため、審査官の研修を強化する。(短期)
(経済産業省)
- ・ 知財マネジメント人財を軸とした専門人財によるネットワークの構築
産業競争力の強化に向けて、知的財産戦略の策定を支援する知財マネジメント人財を軸に、紛争解決や海外制度などの専門人財間の連携を強化するネットワークを構築する。(短期)
(経済産業省)
- ・ 知財教材の一層の充実
各分野における知財人財育成に活用するために、インターネット上で利用可能な知財教材をより一層充実させる。(短期)
(経済産業省)
- ・ 小中高生の知的財産に対する理解と関心を高める取組
小中高生に対して、創造性をはぐくみ発明に対する理解と関心を高めるため、学校教育をはじめとする取組を行う。また、知財教育を行っている団体間の連携・協調を促進することで、教育効果を高める。(短期)
(文部科学省、経済産業省)

4. 大震災に即応する対策を迅速に講じる。

【情勢認識】

大震災は、我が国に甚大な被害をもたらした。国民一人一人が原点に立ち戻って、新たな日本を構築し直すことが重要である。既に、政府を挙げて、復旧・復興への取組が進められているが、知的財産戦略の分野でも迅速かつ総合的な取組が不可欠である。急を要する措置としては、知的財産権の保護・活用を望む被災企業をはじめとする知的財産制度ユーザーに対して、権利保護に関して国内外の緊急救済措置を講じることが重要である。

さらに、国難ともいえる大震災の危機を克服し、日本が再び輝くためには、緊急救済措置に加え、我が国の産業競争力強化のための知的財産戦略を実行することが不可欠である。このような厳しい状況だからこそ、知財立国の実現に向け、グローバル・ネットワーク時代の新たな挑戦を支える知的財産戦略を迅速かつ強力で推進すべきである。

(1) 情報提供及び相談の体制を強化する。

・大震災関連情報の一元的発信

インターネット上でも利用可能な形態で、大震災に影響を受けた産業財産権取得上の手続に関する救済措置をはじめとする大震災関連情報を一元的に発信する。(短期)

(経済産業省)

・専用相談窓口の開設及び被災地域のワンストップ相談窓口との連携

大震災により影響を受けた全国の出願人又は代理人からの産業財産権取得上の手続に関する相談に対応する専用相談窓口を開設する。また、被災地域各県のワンストップ相談窓口においても専用相談窓口と連携しつつ適切な支援を行う。(短期)

(経済産業省)

(2) 産業財産権取得に関する手続上の緊急救済措置を講じる。

・電子出願の代替手続による救済

大震災の影響により、出願人又は代理人が電子出願を利用できない場合には、緊急救済措置として、記録媒体による出願手続を、特許庁長官の事前承諾を求めることなく認める。(短期)

(経済産業省)

・手続期間延長による緊急救済措置

大震災の影響により、出願人又は代理人が法定期間内に手続ができない場合には、その事情を勘案して、手続期間の延長を認める。また、指定期間内に手続ができない場合には、その事情を勘案して、手続を行うことを認める。(短期)

(経済産業省)

(3) 海外への緊急救済措置の要請及び関連情報の周知

- ・ 海外の主要知財庁に対し、大震災の影響で所定の手続や連絡ができない我が国出願人及び代理人への緊急救済措置を要請する。我が国の要請を受けて各知財庁が公表した緊急救済措置について、インターネットも活用し、周知する。(短期)

(経済産業省)

(4) 大震災の教訓を踏まえた国際標準の見直し

- ・ 震災に関する安全性や災害時の組織対応に係る国際標準の見直しの必要性について調査を行い、調査結果にしたがって必要な対応を行う。(短期)

(経済産業省、国土交通省)